倒産・解雇などにより国保に加入される方へ
～保険税軽減措置のお知らせ～

非自発的失業者の国民健康保険税軽減制度（以下、軽減制度）は、解雇・倒産・雇い止め等の会社都合や、病気・介護・妊娠等のやむを得ない理由で離職した方が条件を満たす場合、一定期間、国民健康保険税の負担を軽減するものです。軽減制度の利用には申告が必要です。

＜対象となる方＞

次の①～③すべてに該当する方が対象です。

① 離職日が平成21年3月31日以降である

② 離職時点で65歳未満である

※「年齢計算ニ関スル法律」の規定により、誕生日の前日で65歳として判断します。

③ 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知をお持ちで、離職の理由が次のいずれかである

◆特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職者）→ コード番号 11・12・21・22・31・32 該当者

◆特定理由離職者（雇い止めその他やむを得ない理由による離職者）→ コード番号 23・33・34 該当者

※「特例受給資格者証」や「高年齢資格者証」、船員保険法による受給者は軽減制度の対象となりません。

＜申告に必要なもの＞

申告の際には以下のものが必要です。

① 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
（ハローワークが発行した離職年月日、離職理由コードの記載があるもの）

本紙裏面に見本あり

② 離職した本人及び世帯主のマイナンバーカードもしくは通知カード
（マイナンバーカード提示により①の証明写真を省略されている方、雇用保険受給資格通知の方は必須）

③ 国民健康保険の資格が確認できるもの
（国民健康保険被保険者証、資格情報のおしらせ、資格確認書）

④ 本人確認書類
（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）

＜軽減内容＞

離職した本人の前年中の給与所得を30／100として、国民健康保険税の算定および高額療養費等の所得区分判定を行います。

給与以外の所得や、本人以外の者の所得については対象になりません。

＜対象となる期間＞

離職日の翌日が属する月から翌年度末までの期間です（最長の場合で2年間）。

再就職などにより国保を脱退する場合にはその時点で終了となります。

ただし、軽減期間内に一度脱退し、その後再度加入したときは、残っている対象期間について保険税の軽減を受けられる場合がありますのでご相談ください。

なお、傷病手当の給付などにより、雇用保険受給資格者証の交付が延長となった場合、雇用保険受給資格者証等の交付後に申請することで、遡及して軽減対象期間の保険税を減額します。

＜申請後の国民健康保険税について＞

国民健康保険税を再計算して変更がある場合、申告した翌月中旬、もしくは2か月後の中旬に納税通知書と変更後の納付書（納期到来分、口座振替を除く）をお送りします。

なお、還付が発生する場合は、納税通知書をお送りした後に、収納管理課より別途通知が送られます。

＜雇用保険受給資格者証・雇用保険受給資格通知の確認方法＞

「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」の離職年月日、離職理由に記載のある番号で確認できます。

「特例受給資格者証」や「高年齢資格者証」、船員保険法による受給者は軽減制度の対象となりません。

※仮作成、仮発行（内容が印字ではなく手書きで記載されている、（仮）印字がある）の状態では申請できません。

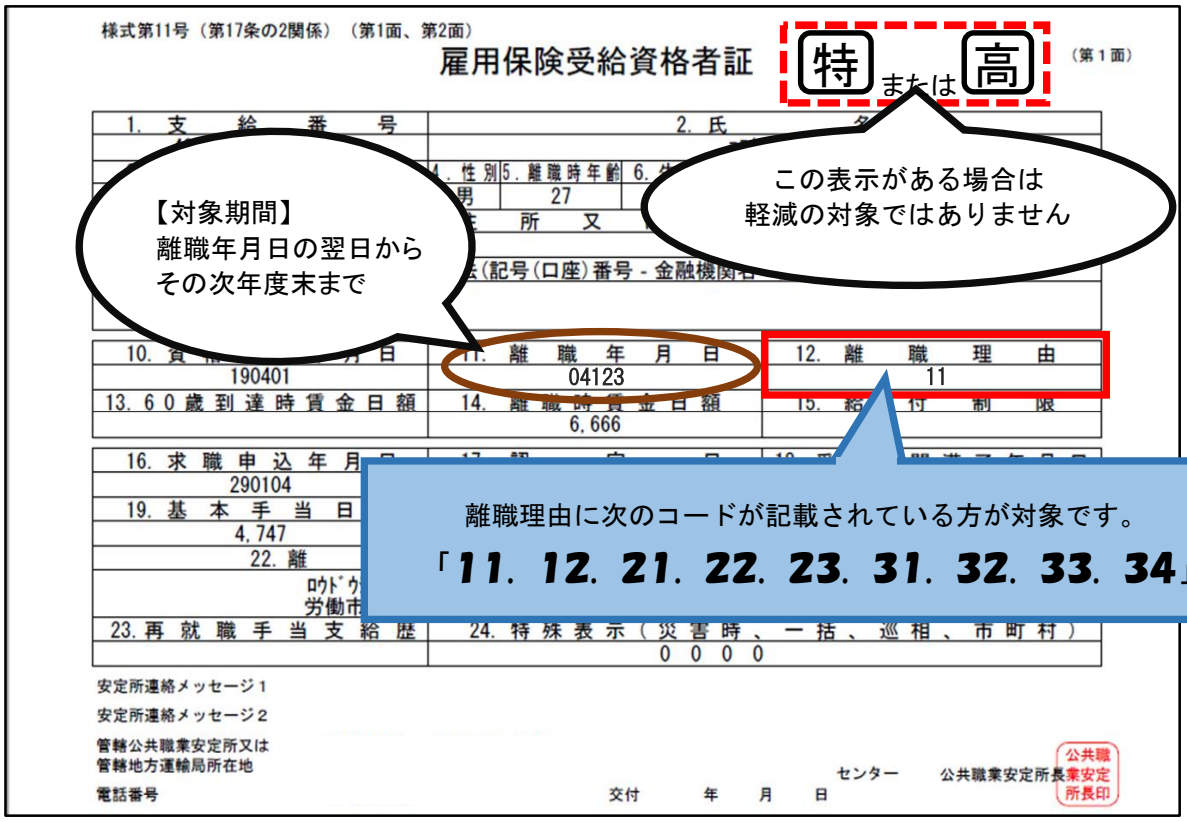

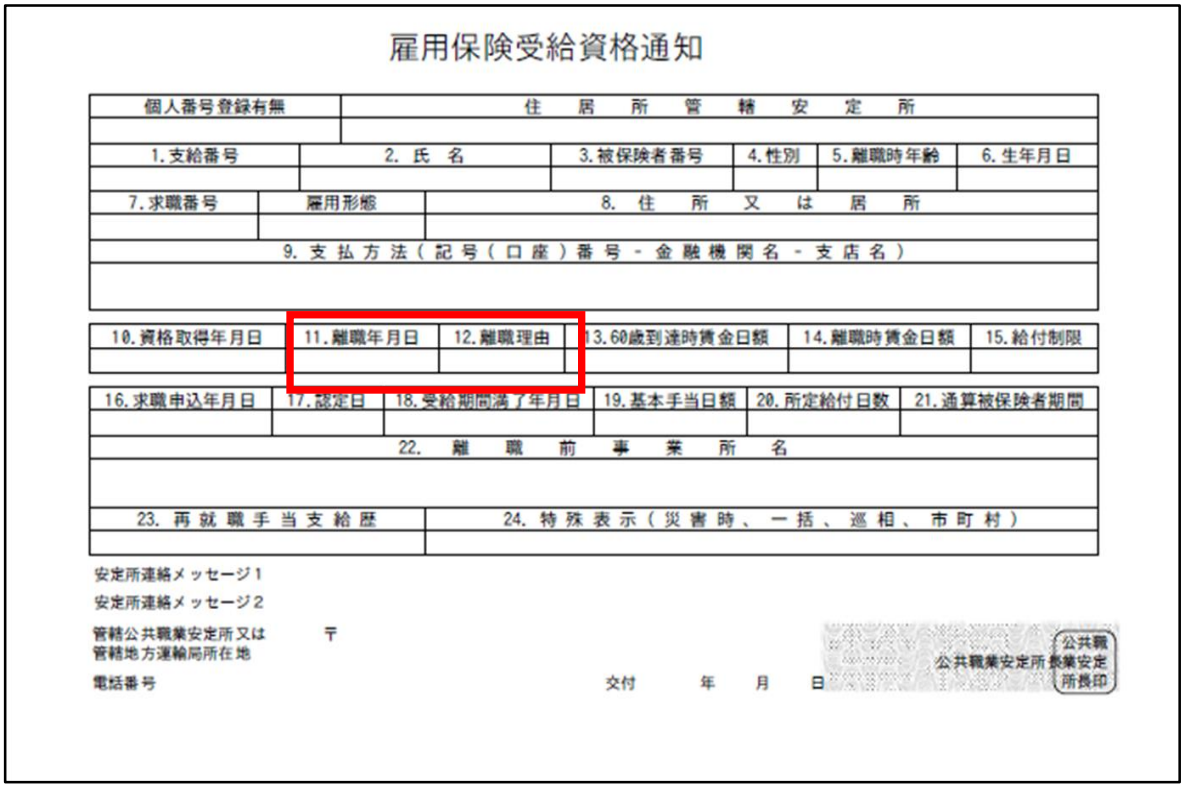

＜問い合わせ先＞

春日部市役所　国民健康保険課 国保税担当　　TEL048-736-1111（内線 3388・89、3393～3395）
TEL048-796-8658（直通）

庄和総合支所 福祉・健康保険担当　　TEL048-746-1111（内線 7054・7055）